

予約相対取引承認取扱要綱

平成1年3月20日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、予約相対取引の承認について防府市公設青果物地方卸売市場業務条例（昭和63年防府市条例第10号）第38条及び同施行規則（昭和63年防府市規則第15号。以下「規則」という。）第36条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(承認基準)

第2条 市長は、予約相対取引が市場の卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがない場合で、市場の仲卸業者又は買受人の買受けを不当に制限することとならないと認めた場合に限り、これを承認することができる。

(集荷)

第3条 予約相対取引のため必要とする物品は、通常の商品取引に必要な数量とは別に確保することとし、通常の入荷のうちから優先的に分荷してはならない。

(取引数量)

第4条 予約相対取引における取引数量は、契約数量とし、その単位はできるだけ大きなものとしなければならない。

(取引期間)

第5条 取引期間は1か月以内とし、その期間内は原則として継続して取引すること。

(卸売価格)

第6条 予約相対取引の卸売価格は、あらかじめ当事者で一定価格を定めるものとする。

(契約書の内容)

第7条 卸売業者と仲卸業者又は買受人との間に締結する契約書（第1号様式）には、次の各号に掲げる事項を記載していなければならない。

(1) 理由

(2) 取引期間

(3) 取扱物品の品目、等級、階級、数量及び価格

(4) その他市長が必要と認める事項

(販売原票への表示)

第8条 卸売業者は、予約相対取引をしたときは、販売原票（規則第44号様式）は^予の表示をしなければならない。

(物品の明示)

第9条 卸売業者は、予約相対取引の承認を受けた物品を販売するときは、販売開始時刻前に当該物品に予約相対取引物品票（第2号様式）を貼付し、その旨を明示しなければならない。

(承認申請)

第10条 卸売業者は、予約相対取引による卸売の承認を受けようとするときは、規則第36条第3項に規定する申請書（規則第29号様式）に契約書の写を添付して、物品の受渡日の3日前までに市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の規定による知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この要綱は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第64条第1項の知事の承認のあった日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

(表)

第1号様式

契 約 書

甲 卸売業者

乙

上記当事者間において、裏面記載の物品に対し、次のとおり売買契約を締結する。

- 1 理由
- 2 取引期間
- 3 物品の引渡しは 卸売場とし、乙は甲から引渡しを
うけるものとする。
- 4 売買代金の支払は、競売物品と同様な請求により支払うものとする。
- 5 本契約締結に要する収入印紙は の負担とする。
- 6 その他、本契約に明記していない事項について疑義を生じたときは、両者
協議の上決定するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名捺印の上各一通を保有する。

年 月 日

甲 卸売業者

印

乙

印

第2号様式

<p>予約相対取引物品票</p> <p>予約相対</p> <p>年 月 日</p> <p>卸売業者名</p>		
<p>年 月 日</p>		<p>第 号</p>
<p>品名</p>	<p>産地</p>	<p>規格・等級</p>
<p>数量</p>	<p>契約締結者名</p>	